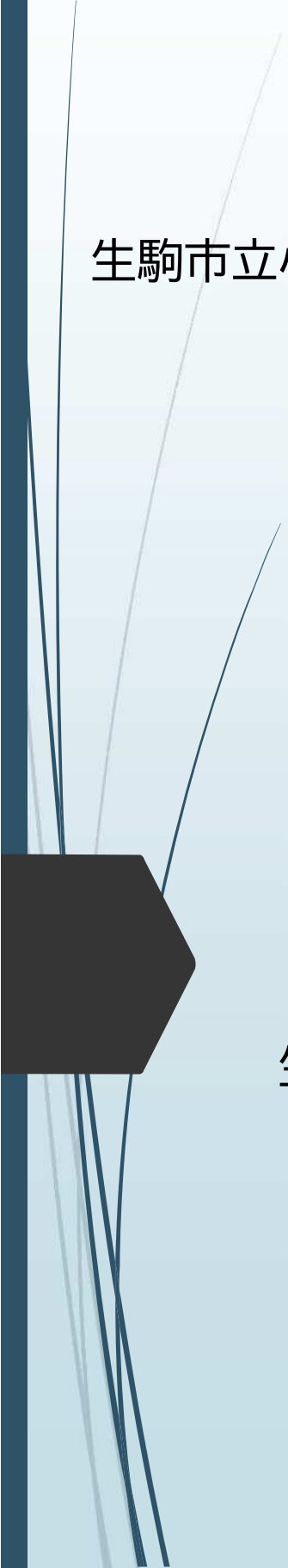


生駒市立小・中学校の学校規模適正化に関する方向性  
(素案)



令和元年 11 月  
生駒市学校教育のあり方検討委員会



## 目 次

### 第1章 生駒市立小・中学校の現状と課題

- 1 小・中学校を取り巻く現状 ..... 1
  - (1)児童生徒数の推計 ..... 1
  - (2)中学校区別の児童生徒数推計 ..... 2
  - (3)学校規模の現状 ..... 6
- 2 市民等へのアンケート調査結果の概要 ..... 7
  - (1)公共施設に関するアンケート調査結果（A 調査） ..... 7
  - (2)「小規模校に対する考え方」教職員アンケート調査結果（B 調査） ..... 7
  - (3)調査結果【抜粋】（詳細は学校規模適正化部会第8回資料3・資料4参照） ..... 7

### 第2章 学校規模適正化等についての基本的な考え方

- 1 学校規模適正化を検討するに当たっての視点 ..... 10
- 2 小規模校、大規模校のメリット・デメリット ..... 10
- 3 生駒市における「望ましい学校規模の基準」とその考え方 ..... 11
  - (1)望ましい学校規模（学級数） ..... 11
  - (2)望ましい学校規模（学級数）基準の考え方等 ..... 11
  - (3)1学級当たりの児童生徒数 ..... 12
  - (4)望ましい学校規模（学級数）による分類 ..... 13
- 4 生駒市における「望ましい学校配置の基準」とその考え方 ..... 14
  - (1)望ましい学校配置（通学距離） ..... 14
  - (2)望ましい学校配置（通学距離）基準の考え方等 ..... 14

### 第3章 「生駒市における小中一貫教育の方向性」における小中一貫教育の推進

- 1 「生駒市における小中一貫教育の方向性」での小中一貫教育の形態 ..... 15

### 第4章 今後の生駒市立小・中学校の学校規模適正化の方向性

- 1 学校規模適正化等を検討に当たっての前提条件・具体的な検討方法 ..... 16
  - (1)前提条件 ..... 16
  - (2)具体的な検討方法 ..... 17
- 2 各市立小・中学校の学校規模適正化の方向性 ..... 17
  - (1)各中学校区における学校規模適正化の方向性（生駒南中学校区、大瀬中学校区を除く） ..... 17
  - (2)生駒南中学校区及び大瀬中学校区における学校規模適正化の方向性 ..... 18
- 3 附帯意見 ..... 19

## 第1章 生駒市立小・中学校の現状と課題

### 1 小・中学校を取り巻く現状

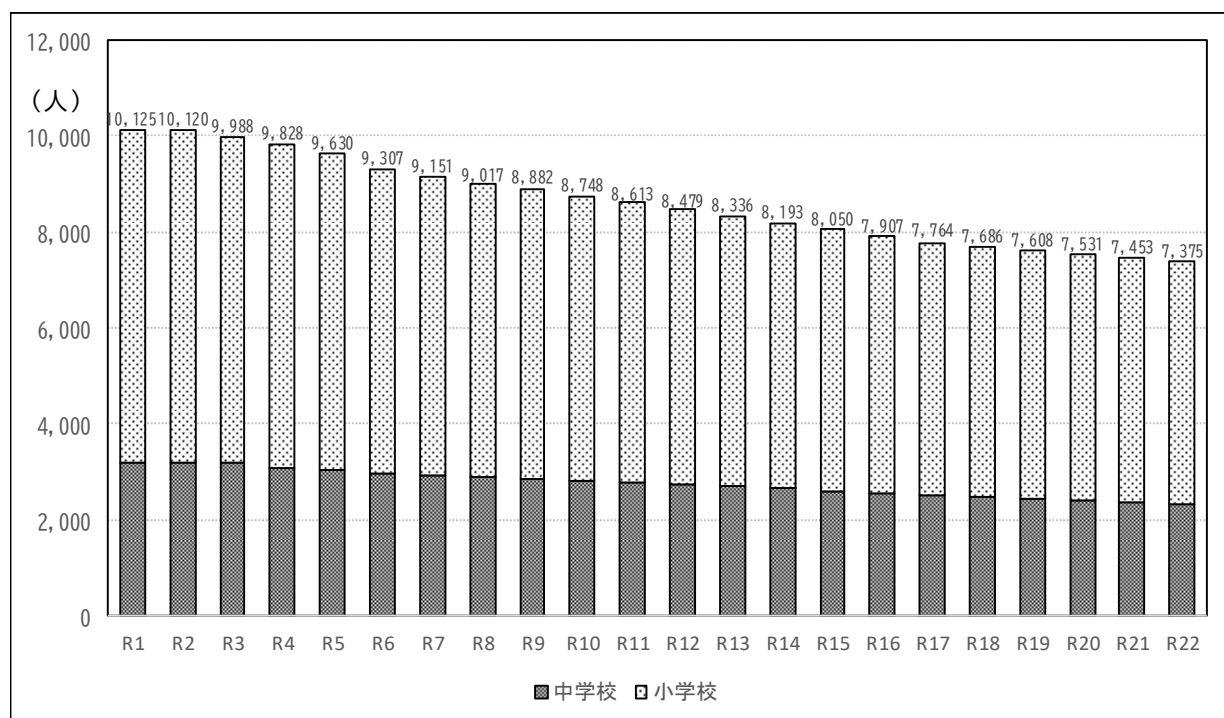
生駒市においては、昭和40年代から昭和50年代にかけて、人口の急増に伴う児童生徒数が増加し、市制施行時（昭和46年）の4小・3中が分離・開校が行われ、現在の12小・8中となった。

しかし、近年の全国的な少子化の傾向は、本市も同様で、児童生徒数は減少傾向にあり、今後においてもその傾向は続き、令和元年に10,215人であった児童生徒数が、令和22年（2020年）には7,375人まで減少することが見込まれている。

また、学級数についても、令和元年の317学級から、令和22年には240学級にまで減少する見込みとなっており、児童生徒数と学級数の減少傾向は、それ以降も続くものと予測される。

このような状況の中、学校の小規模化に伴う様々な課題が、本市においても生じることが懸念される。

#### (1) 児童生徒数の推計



※児童数及び生徒数は市立小学校及び中学校の総数で、特別支援学級の児童生徒数を含む。

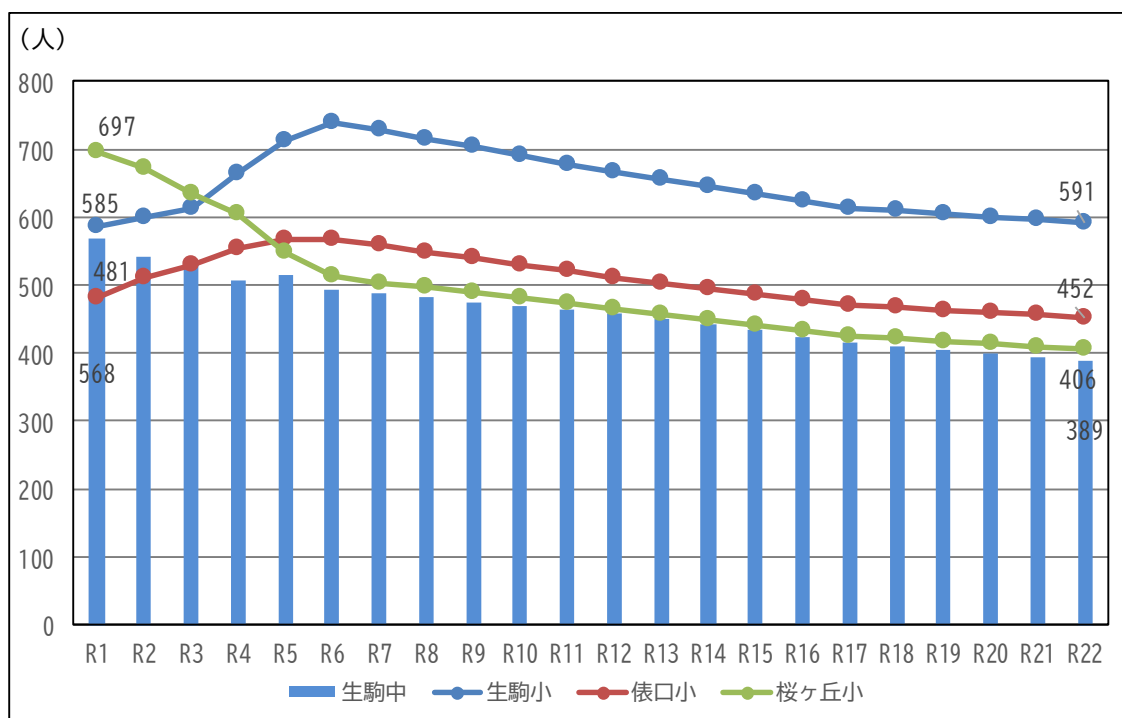
※令和6年までは生駒市教育委員会による推計、令和7年以降の児童生徒数については、「国立社会保障・人口問題研究所」推計値を基に試算した推計値

## (2)中学校区別の児童生徒数推計

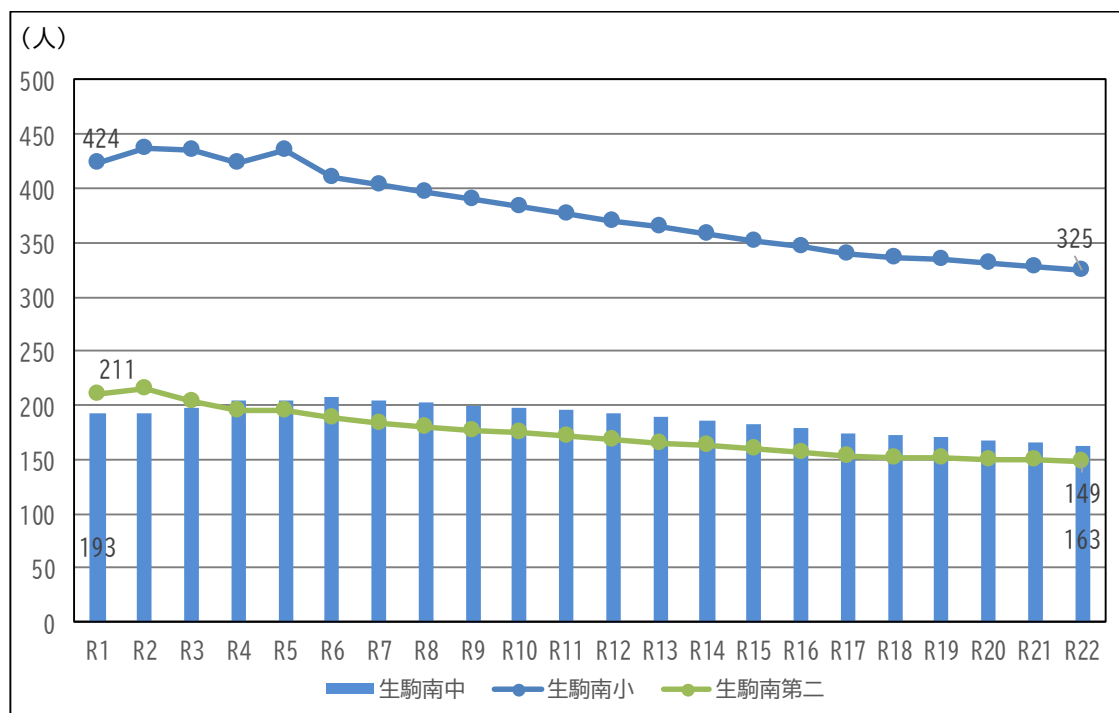
中学校区別の児童生徒数推計は以下のとおりとなっている。

どの中学校区においても、児童生徒数の減少傾向にあるが、地域に差があり、特に生駒南中学校区（生駒南第二小学校）、生駒北中学校区、鹿ノ台中学校区については、児童生徒数の減少により、学級数も減少することから、小規模化が進むことが懸念される。

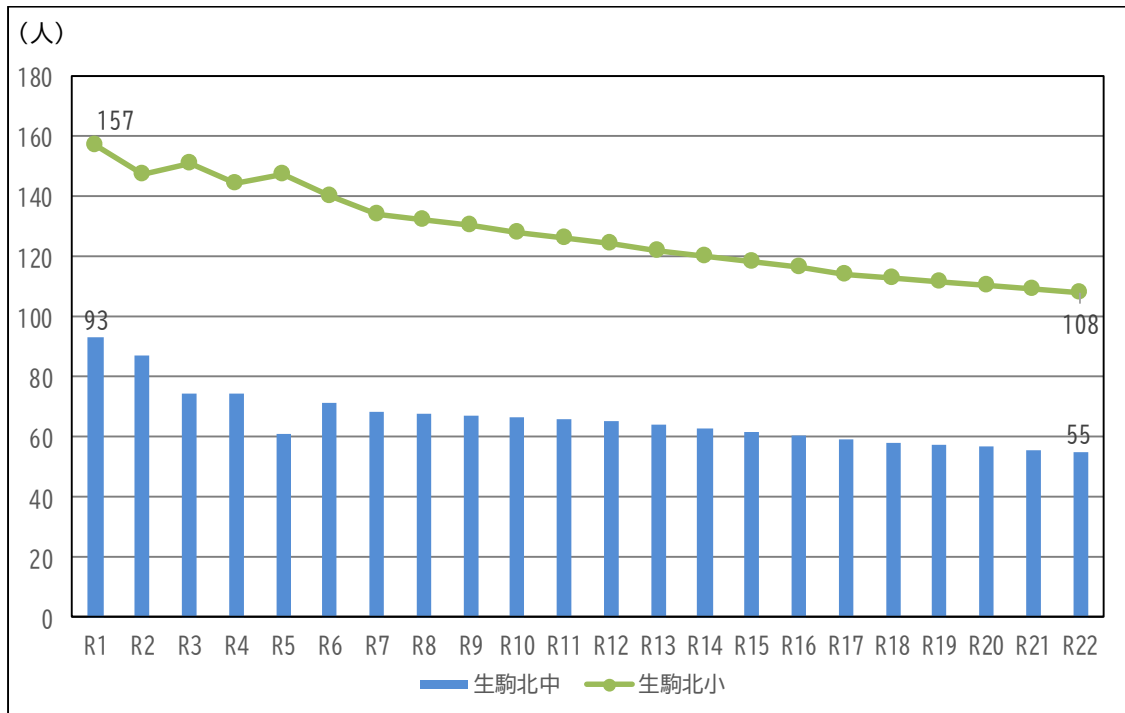
### ①生駒中学校区



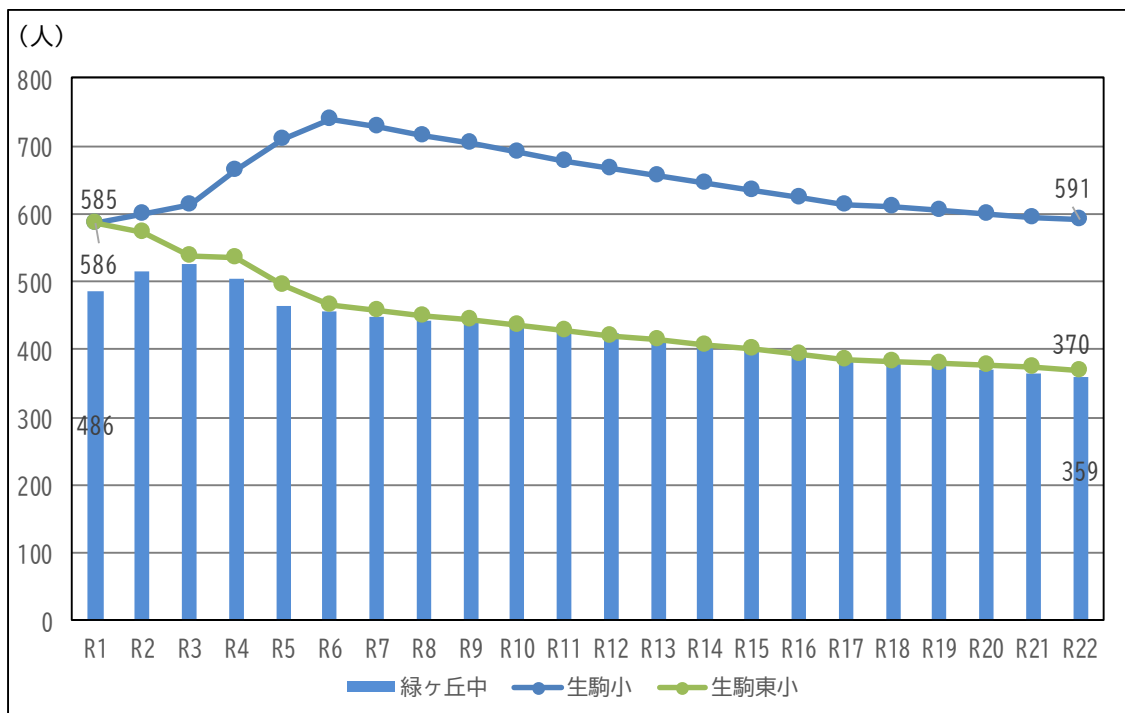
### ②生駒南中学校区



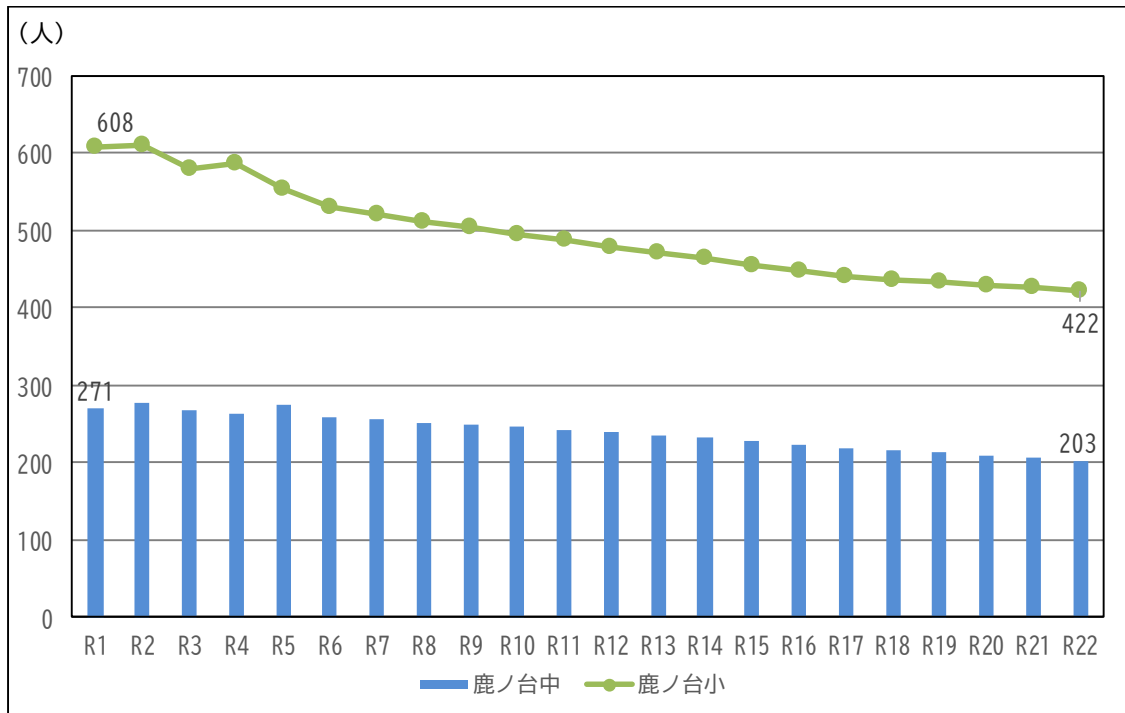
### ③生駒北中学校区



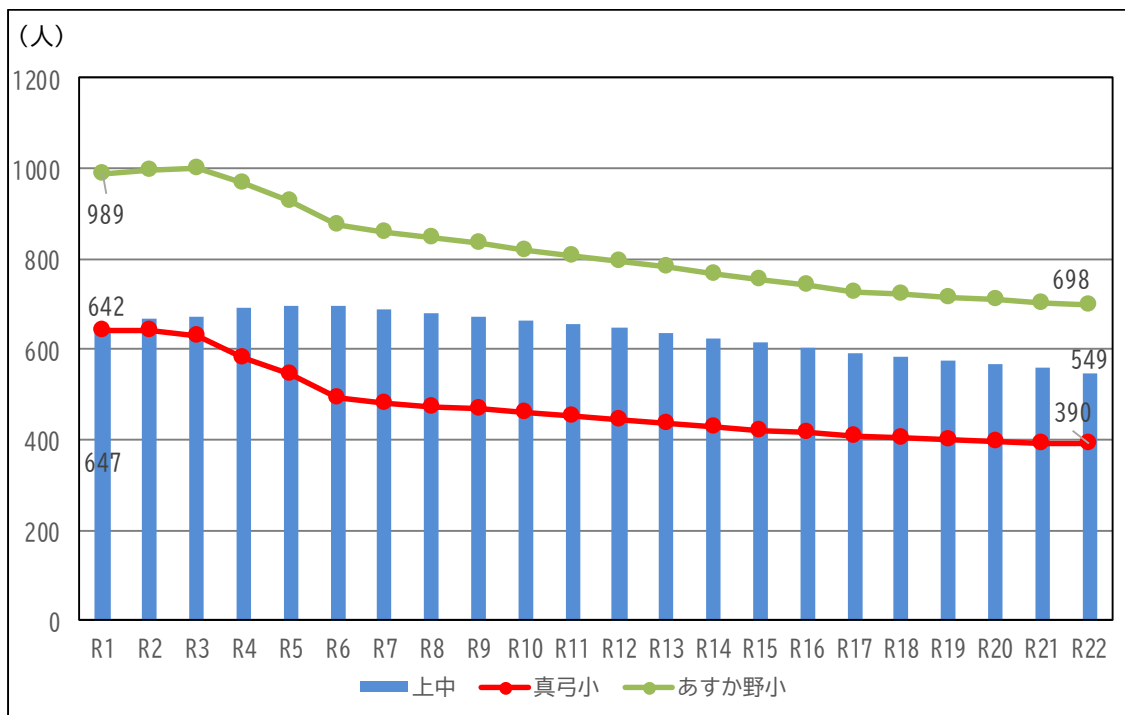
### ④緑ヶ丘中学校区



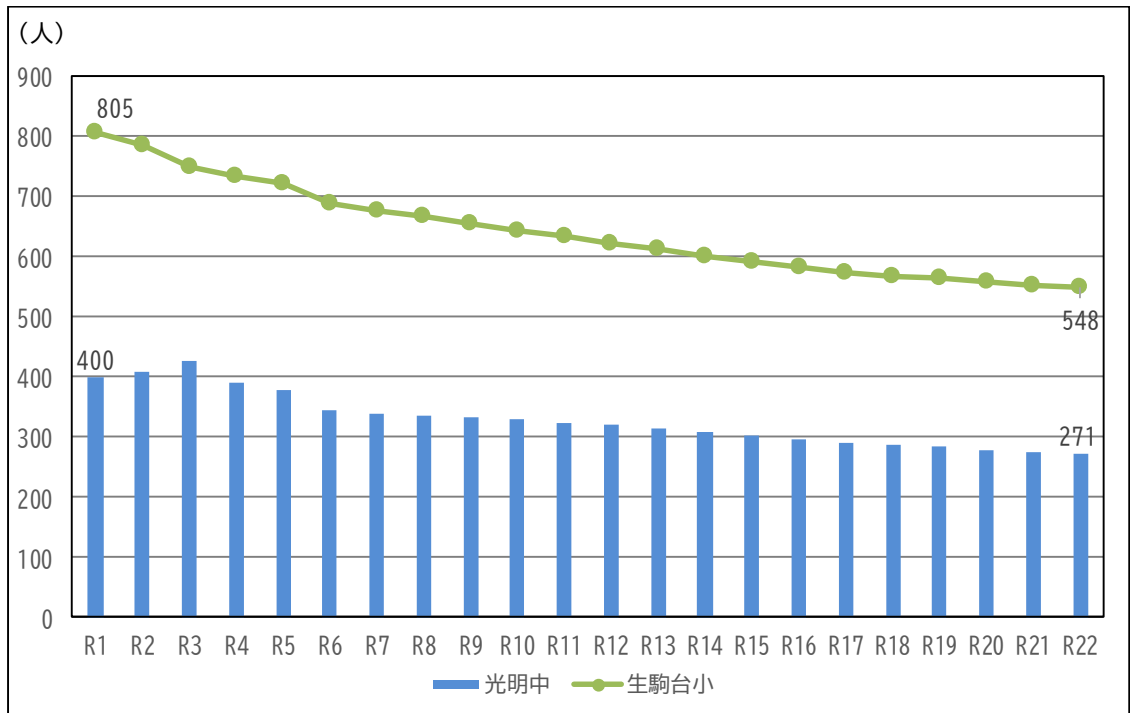
⑤ 鹿ノ台中学校区



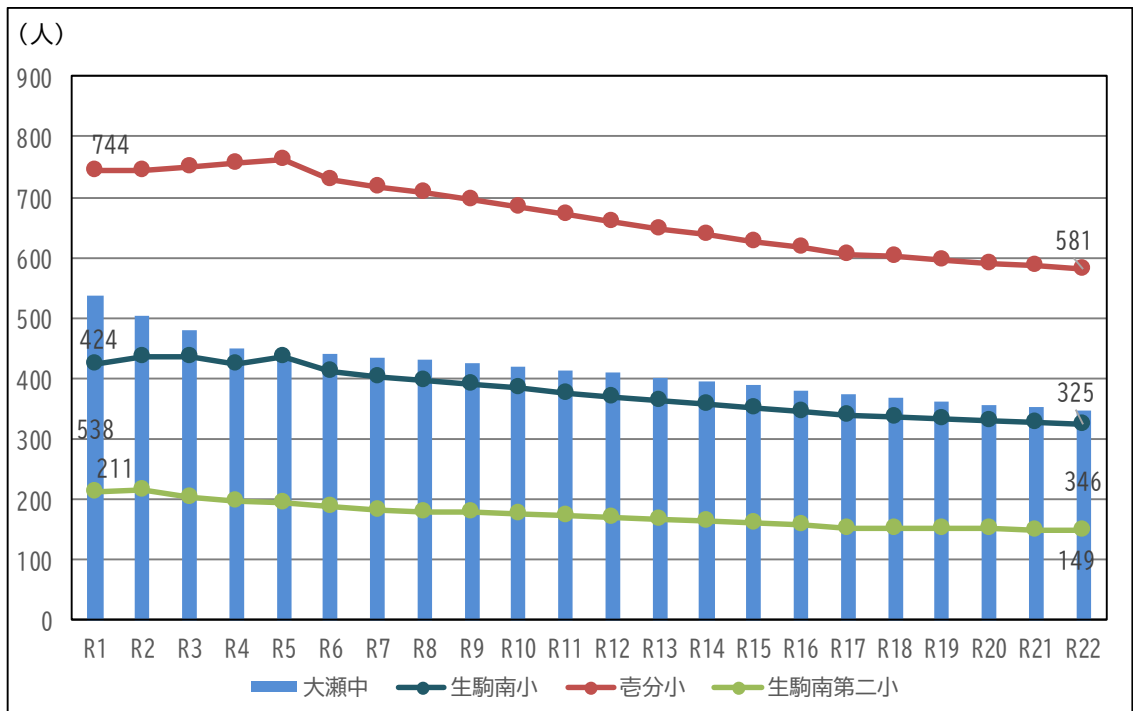
⑥ 上中学校区



⑦光明中学校区



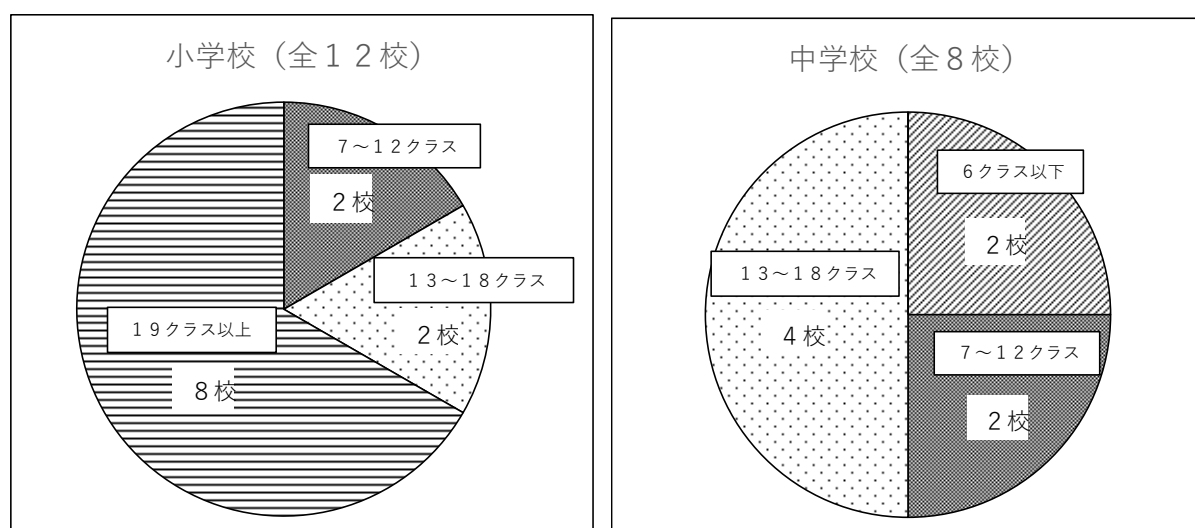
⑧大瀬中学校区



### (3)学校規模の現状

令和元年4月現在、小学校では、全校学級数6クラス以下（全学年単学級）の学校は無いものの、7～12クラス（1学年1～2クラス）の学校が2校、13～18クラス（1学年2～3クラス）の学校が2校、19クラス以上（1学年3クラス以上）の学校が8校となっている。また、中学校では、全校学級数が6クラス以下（1学年2クラス以下）の学校が2校、7～12クラス（1学年2～4クラス）の学校が2校、13クラス以上（1学年4クラス以上）の学校が4校となっている。特に北地区及び南地区の学校においては、小規模が進んでいる。

市内小・中学校規模別学校数(R1.5.1 現在)



児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえると、小・中学校では、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられる。

特に中学校においては、学校の小規模化に伴い、部活動の減少が見られ、その影響は深刻なものがある。

一方、あすか野小学校、上中学校は、宅地開発やマンションの建設の影響から児童生徒数がピークを迎えており、地域に偏りが見られる。

## 2 市民等へのアンケート調査結果の概要

### (1)公共施設に関するアンケート調査結果（A 調査）

本調査は、市財政経営課が公共施設のあり方に関して検討するに当たり、市民にアンケート調査を実施したものである。

- ・調査期間 平成 31 年 3 月 14 日～平成 31 年 3 月 28 日
- ・調査対象 18 歳以上の市民 3,000 人（住民基本台帳から層化無作為抽出）
- ・回収状況 1,686 人（回答率 56.2%）

### (2)「小規模校に対する考え方」教職員アンケート調査結果（B 調査）

本調査は、少子化に伴い、今後、小規模な小・中学校が増加していくことが予想される中、教職員における小規模校に対する考え方を把握するため、アンケート調査を実施したものである。

- ・調査期間 令和元年 5 月 16 日～令和元年 5 月 28 日
- ・調査対象 生駒市立小・中学校教職員 676 人
- ・回収状況 504 人（回答率 74.5%）

### (3)調査結果【抜粋】（詳細は学校規模適正化部会第 8 回資料 3・資料 4 参照）

#### ①「将来の市立小・中学校のあり方・小規模化に対する市民意識」（A 調査）

今後、少子化による園児・児童・生徒数の減少が見込まれるため、将来的に統合や複合化等の検討が必要になってきます。学校教育施設について、以下の設問にお答えください。

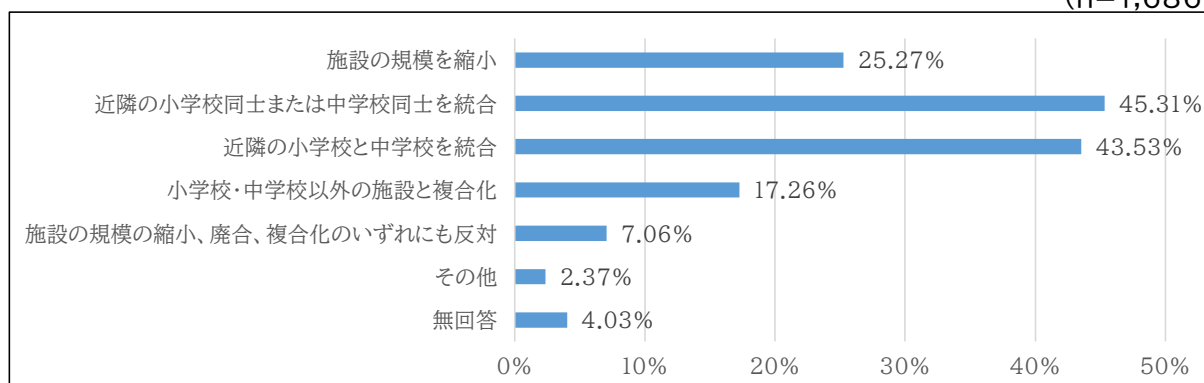
---

問 9 将来の市立小・中学校のあり方について、あなたの考えに合うものを選んでください。（○はいくつでも可）

---

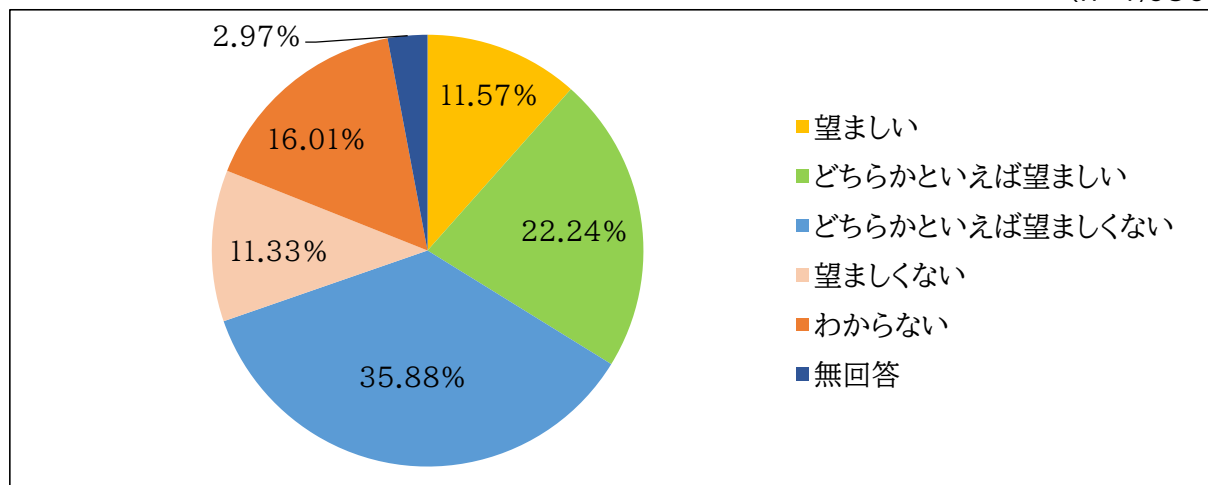
将来の市立小・中学校のあり方については、近隣の小学校同士または中学校同士を統合が 45.31%と最も高く、続いて近隣の小学校と中学校を統合の割合が 43.53%となっています。

(n=1,686)



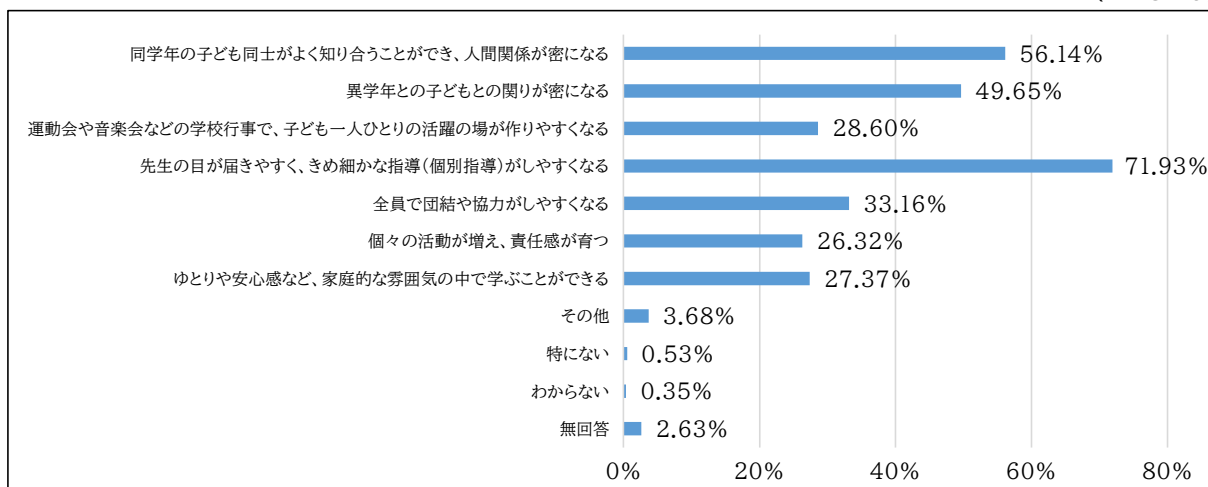
問 12 今後、1 学年 1 クラスの小・中学校など、小規模校が増加していくことが予想されます。小・中学校が小規模化していくことについて、あなたの考えに合うものを選んでください。(○は 1 つ)

小・中学校の小規模化については、「望ましい」と「どちらかといえば望ましい」を合わせた「望ましい」の割合が 33.81%、「どちらかといえば望ましくない」と「望ましくない」を合わせた「望ましくない」の割合が 47.21%となっています。(n=1,686)



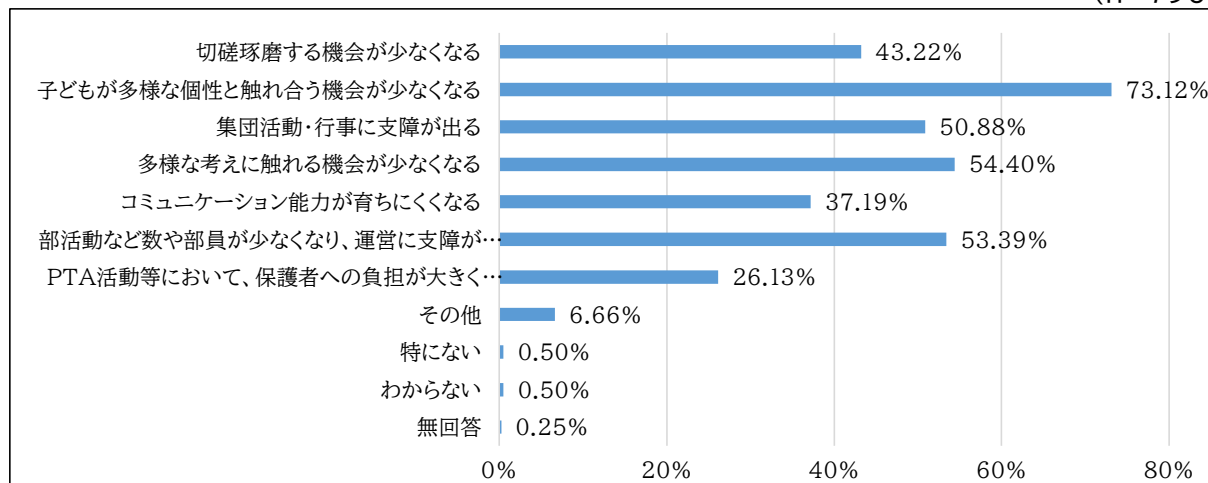
#### 「望ましい理由」

(n=570)



#### 「望ましくない理由」

(n=796)

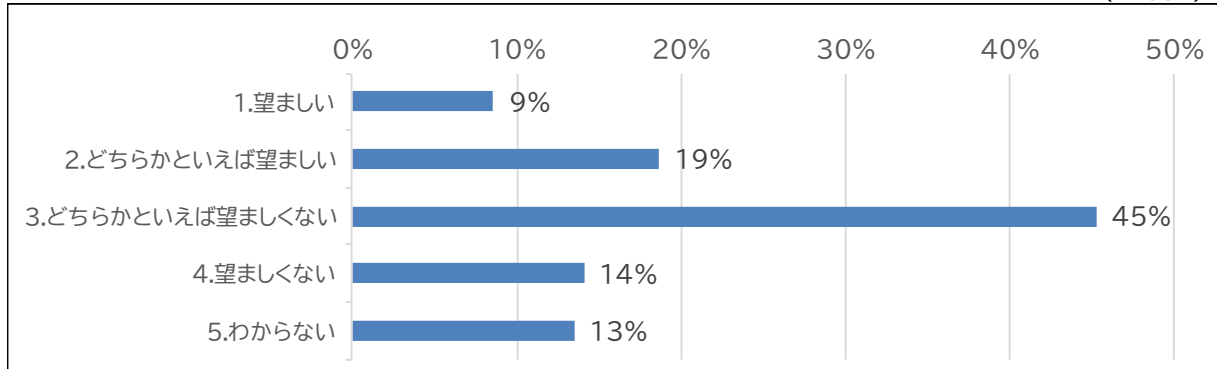


## ②「学校の小規模化に対する教職員意識」(B調査)

学校が小規模化していくことについてあなたはどのように思いますか。(1つに○)

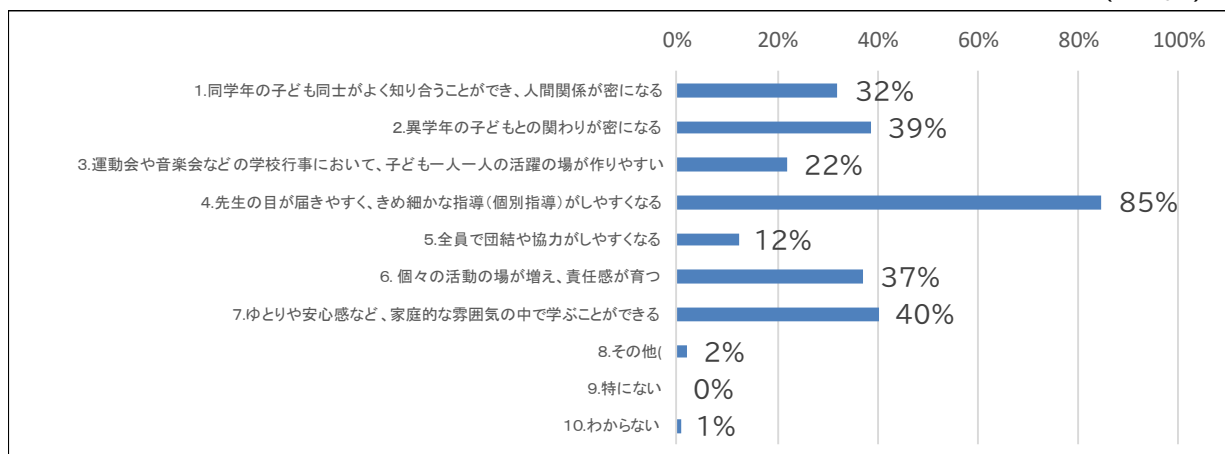
小・中学校の小規模化について、「望ましい」と「どちらかといえば望ましい」を合わせた「望ましい」の割合が28%、「どちらかといえば望ましくない」と「望ましくない」を合わせた「望ましくない」の割合が59%となっています。

(n=504)



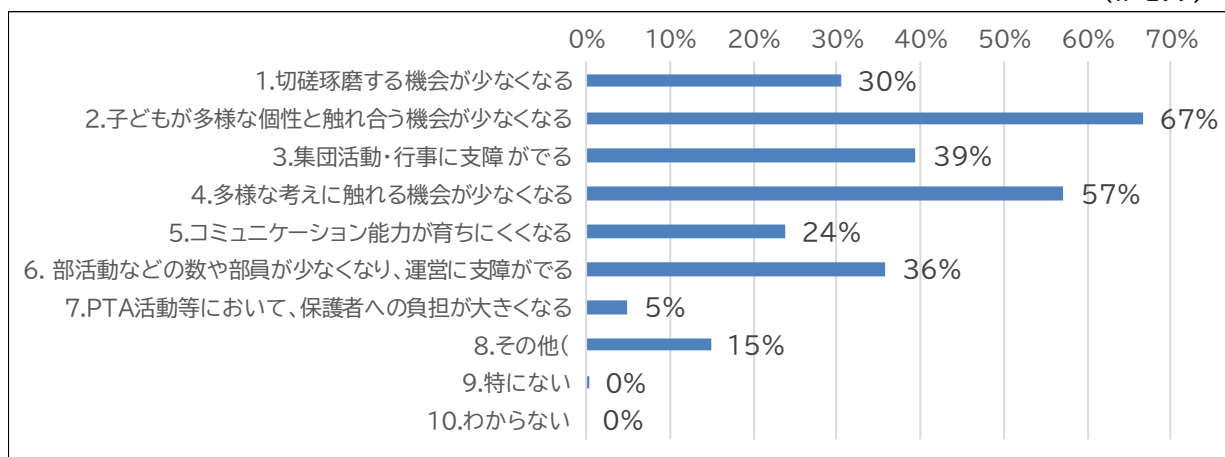
### 「望ましい理由」

(n=137)



### 「望ましくない理由」

(n=299)



## 第2章 学校規模適正化等についての基本的な考え方

### 1 学校規模適正化を検討するに当たっての視点

本検討委員会では、子どもたちにとってより良い教育環境を提供するための望ましい学校規模等について、教育的な視点を中心に議論することとした。

#### 教育的な視点

児童生徒にとって望ましい小・中学校の教育環境のあり方を量的・質的の両面で協議し、望ましい学校規模等を検討する。

なお、地域の中の学校としての位置付けでのまちづくりの視点については、本答申が教育委員会で決定された後に、地域等と十分に協議することとし、また、財政的（コスト）な視点については、今回の検討の主眼ではないことから、副次的な扱いとすることとした。

### 2 小規模校、大規模校のメリット・デメリット

小規模校（学級数が一定数以下の学校）、大規模校（学級数が一定数を超える学校）それぞれについて、メリット・デメリットを以下のとおり整理した。

|      | メリット                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | デメリット                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小規模校 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな指導が行いやすい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習状況や学習の定着度を的確に把握できる。</li> <li>・個別指導や補充学習時間の確保がしやすい。</li> </ul> </li> <li>②一人ひとりが活躍できる機会が多くなる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発表やリーダーになる機会が多くなる。</li> </ul> </li> <li>③異年齢交流が組みやすい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験的な学習や校外活動等</li> </ul> </li> <li>④施設や備品を余裕をもって使うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動場や体育館、特別教室、ICT機器等</li> </ul> </li> <li>⑤保護者や地域との連携が取りやすい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土学習、コミュニティスクール等</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①クラス替えが全部または一部の学年でできないため、児童生徒の人間関係や相互評価が固定しやすい。</li> <li>②お互いに切磋琢磨する教育活動、社会性やコミュニケーション能力を養う教育活動がしにくい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・班活動やグループ分けに制約が生まれる。</li> <li>・体育科の球技や音楽科の合唱・合奏等の集団学習に制約が生まれる。</li> <li>・運動会・文化祭等の集団活動・行事の教育効果が下がる可能性が高い。</li> </ul> </li> <li>③中学校において部活動の種類が制限されたり、免許外指導の教科が生じる等の課題がある。</li> <li>④バランスのとれた教職員配置やチーム・ティーチング、専科指導等の多様な指導方法の工夫が困難となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経験年数、専門性、男女比等のバランス等</li> </ul> </li> <li>⑤教職員一人ひとりの校務負担や行事に関わる負担が重くなり、研修や会議の時間が十分とりにくくなる。</li> </ul> |

|      |                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大規模校 | ①児童生徒相互のふれあい等の機会が多く、社会性や協調性が育成しやすい。<br>②集団の中で切磋琢磨する機会が多くなる。<br>③運動会等の学校行事が活発になりやすい。<br>④教職数が多く、多くの先生と接す機会に恵まれる。<br>⑤調和のとれた校務分掌が確立でき、教職員一人ひとりの負担が緩和される。 | ①児童生徒一人ひとりが主体的に活躍する場や機会が少なくなる場合がある。<br>②異学年交流の機会が設定しにくくなる。<br>③同学年でもお互いの顔と名前を知らない等、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。<br>④25 学級を超えるような規模になった場合、児童生徒 1 人当たりの校舎や運動場面積等が相対的に狭くなり、学校運営上の難しさがある。<br>⑤教職員が十分な共通理解を図ったりする上で困難が生じる場合がある。 |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 3 生駒市における「望ましい学校規模の基準」とその考え方

#### (1)望ましい学校規模（学級数）

国が示す望ましい学校規模（学級数）の基準は「小学校・中学校ともに 12 学級～18 学級」であるが、小・中学校の現状と将来的な児童生徒数の推移及び小規模校、大規模校のメリット、デメリット等を考慮し、総合的に検討した結果、下限数については、小学校においては、国の示す基準が概ね妥当とし、中学校においては、独自の基準として、部活動や学校運営の課題が一定程度解消されると見込まれる 9 学級とした。

また、上限数については、将来的な児童生徒数と教育活動や施設利用の理由から、小学校においては、国基準の 18 学級を上回る 24 学級とし、中学校においては、国基準の 18 学級を妥当とした。

ただし、中学校においては、校区により児童生徒数の増加・減少割合に差が見られることから、今後の状況変化等へも対応するため、19～21 学級についても、許容範囲とする。

|     | 小規模     | 望ましい規模                                       | 大規模     |
|-----|---------|----------------------------------------------|---------|
| 小学校 | 11 学級以下 | 12 学級～24 学級（各学年 2～4 学級）                      | 25 学級以上 |
| 中学校 | 8 学級以下  | 9 学級～18 学級（各学年 3～6 学級）<br>（19～21 学級も許容範囲とする） | 22 学級以上 |

#### (2)望ましい学校規模（学級数）基準の考え方等

##### <小学校>

①すべての学年でクラス替えができる。多様な出会いを保障し、豊かな人間関係を

構築しやすい。人間関係の固定化を避けることができる。人間関係に課題が生じた場合に、クラス替えによって対応することが可能である。

②各学年に複数の担任がいることで、性別・経験年数等バランスのとれた学級編成ができる。その結果、児童への多面的な指導ができる。

③「小規模」を上回る望ましい規模であることにより、運動会・音楽会等の学校行事の活性化が図れ、学校全体に活気が生まれるとともに、「大規模」を下回る望ましい規模であることにより、校外学習等の児童・生徒の移動時において、円滑に行事を行うことができる。

④ある程度の教員数が確保できることから、学校運営が余裕を持って行うことができ、様々な課題に対して組織的に対応しやすい。

⑤「大規模」を下回る望ましい規模であることにより、特別教室や体育館などの学校施設の利用面から、教育の質を確保できる。

#### <中学校>

①部活動において、ある程度の部活数・部員数・顧問数が確保できる。

②「小規模」を上回る望ましい規模であることにより、体育大会・文化祭等の学校行事の活性化が図れ、学校全体に活気が生まれるとともに、「大規模」を下回る望ましい規模であることにより、校外学習等の児童・生徒の移動時において、円滑に行事を行うことができる。

③ある程度の教員数を確保できることから、学校運営が余裕を持って行うことができ、様々な課題に対して組織的かつ適切に対応しやすい。

④「大規模」を下回る望ましい規模であることにより、特別教室や体育館などの学校施設の利用面から、教育の質を確保できる。

### (3) 1 学級当たりの児童生徒数

1 学級当たりの児童生徒数について、国基準では、小学校第 1 学年は 35 人、第 2 学年～第 6 学年は 40 人とし、中学校は 40 人となっている。

本市では、1 学級当たり小学校第 1 学年 30 人程度（市独自）、第 2 学年 35 人（県独自）を基準とし、確かな学力の育成、きめ細かな指導等を目的として教育の充実を図っている。

アンケート等によれば、低学年は 21～25 人、中・高学年は 26～30 人が適切との占める割合が高いが、1 学級当たりの児童生徒数を国又は県の基準と異なる少人数で運用し

た場合、学級数の増に伴う教員の財政負担はすべて市で賄うことになる。

教育的視点から見れば、市独自の基準による少人数指導の効果は得られるものの、実現性を考慮した場合、市財政に対する負担から、実現は困難であると言わざるを得ず、現時点で1学級当たりの児童生徒数に大きな問題点は見受けられないとの判断から、現在の基準が妥当であると判断した。

#### (4)望ましい学校規模（学級数）による分類

望ましい学校規模（学級数）により、現在の学校を分類すると以下の通りである。（特別支援学級を除く。現行の小学校第1学年30人程度、第2学年35人学級編成を適用し、その他の少人数学級編成を考慮していない。）

##### <小学校>

|         | 小規模校<br>(～11学級)   | 適正規模校<br>(12～24学級)                        | 大規模校<br>(25学級～) |
|---------|-------------------|-------------------------------------------|-----------------|
| R1      | 生駒北、生駒南第二<br>(2校) | 生駒、生駒南、生駒東、真弓、俵口、鹿ノ台、桜ヶ丘、壺分<br>(8校)       | 生駒台、あすか野(2校)    |
| R6(推計)  | 生駒北、生駒南第二<br>(2校) | 生駒、生駒南、生駒台、生駒東、真弓、俵口、鹿ノ台、桜ヶ丘、壺分(9校)       | あすか野(1校)        |
| R12(推計) | 生駒北、生駒南第二<br>(2校) | 生駒、生駒南、生駒台、生駒東、真弓、俵口、鹿ノ台、桜ヶ丘、あすか野、壺分(10校) |                 |
| R22(推計) | 生駒北、生駒南第二<br>(2校) | 生駒、生駒南、生駒台、生駒東、真弓、俵口、鹿ノ台、桜ヶ丘、あすか野、壺分(10校) |                 |

##### <中学校>

|         | 小規模校<br>(～8学級)  | 適正規模校<br>(9～18学級)  | 大規模校<br>(19学級～) |
|---------|-----------------|--------------------|-----------------|
| R1      | 生駒南、生駒北、鹿ノ台(3校) | 生駒、緑ヶ丘、上、光明、大瀬(5校) |                 |
| R6(推計)  | 生駒南、生駒北、鹿ノ台(3校) | 生駒、緑ヶ丘、光明、大瀬(4校)   | 上(1校)           |
| R12(推計) | 生駒南、生駒北、鹿ノ台(3校) | 生駒、緑ヶ丘、上、光明、大瀬(5校) |                 |
| R22(推計) | 生駒南、生駒北、鹿ノ台(3校) | 生駒、緑ヶ丘、上、光明、大瀬(5校) |                 |

## 4 生駒市における「望ましい学校配置の基準」とその考え方

### (1)望ましい学校配置（通学距離）

適正な学校規模を確保することは、児童生徒にとって望ましい教育環境の維持や教員の指導体制の充実のみならず、学校を円滑に運営するためにも非常に重要である。

今後、児童生徒数の減少による小・中学校の小規模化が見込まれる中、将来にわたって望ましい教育環境を確保していくためにも、通学区域の変更や統廃合等も含めて、適正な学校規模を確保することができる学校配置が求められる。

国が示す望ましい学校配置（通学距離）の基準は「小学校は 4km 以内、中学校は 6km 以内」であるが、小・中学校の現状と地域のコミュニティ、通学距離による児童生徒への負担、通学における安全の確保等を総合的に検討した結果、国の示す基準が本市における望ましい学校配置の基準とした。

ただし、校区によっては、現状においても、国の示す基準を確保できていない校区も見られ、バス・自転車通学を認めるなどの対応もなされているところではあるが、今後学校の統廃合や通学区域の変更がなされるに当たっては、本基準を踏まえ、バス・自転車通学やスクールバスの運行なども検討する必要があると考える。

|     | 適正配置（適正な通学距離） |
|-----|---------------|
| 小学校 | 4km 以内        |
| 中学校 | 6km 以内        |

### (2)望ましい学校配置（通学距離）基準の考え方等

上記(1)の望ましい学校配置（通学距離）の基準を踏まえ、望ましい学校配置の基本的な考え方を下記のとおりとする。

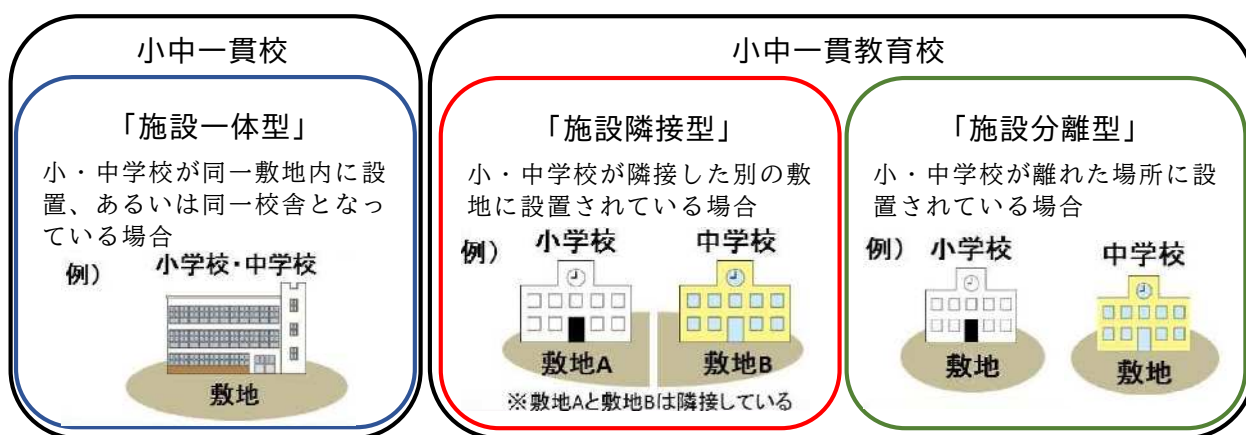
- ①将来的にも適正な学校規模を確保できる。
- ②通学に当たって、児童生徒の負担にならない、かつ安全を確保できる。
- ③小中一貫教育を推進するにふさわしい新しい教育環境にも配慮する。
- ④学校と地域（自治会等）における協働・連携活動を踏まえ、地域のコミュニティにも配慮しつつ、検討する。

### 第3章 「生駒市における小中一貫教育の方向性」における小中一貫教育の推進

#### 1 「生駒市における小中一貫教育の方向性」での小中一貫教育の形態

本委員会では、市立小・中学校の学校規模の適正化の検討に先立って、既に平成28年度から小中一貫教育が実施されている生駒北小中学校での課題及び成果を検証し、「生駒市における小中一貫教育の方向」を決定した。

本方向性において、小中一貫教育を重要な手法として推進していくべきであると判断し、導入に当たっての形態を以下のとおり整理した。



|         | 小中一貫校                                             | 小中一貫教育校                |       |
|---------|---------------------------------------------------|------------------------|-------|
| 設置形態    | 施設一体型                                             | 施設隣接型                  | 施設分離型 |
| 修業年限    | 小学校 6 年、中学校 3 年                                   |                        |       |
| 組織・運営   | 校長 1 名、1 つの教職員組織                                  | 各小・中学校校長 2 名、2 つの教職員組織 |       |
| 免許      | 所属する学校の免許状を保有していること                               |                        |       |
| 教育課程    | ・ 9 年間の教育目標の設定<br>・ 9 年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 |                        |       |
| 教育課程の特例 | ・ 一貫教育に必要な独自教科の設定<br>・ 指導内容の入替え・移行                |                        |       |

各形態における期待できる連携内容及び効果については、「生駒市における小中一貫教育の方向性」を参照いただきたいが、いずれの形態を採用したとしても、小中一貫教育を実施することによる効果は享受できることから、すべての市立小・中学校において、導入に向けた取組を進めていくものとする。

## 第4章 今後の生駒市立小・中学校の学校規模適正化の方向性

### 1 学校規模適正化等を検討に当たっての前提条件・具体的な検討方法

第3章の「生駒市における小中一貫教育の方向性」における小中一貫教育の推進を踏まえ、学校規模適正化等の具体的な検討を行っていくこととするが、すべての学校を対象に詳細な検討を行っていくことは、物理的な制約等の関係上、非常に困難であることから、一定の前提条件のもとで検討を行っていくこととし、その前提条件と具体的な検討方法は下記のとおりである。

#### (1)前提条件

##### ①学校規模（児童生徒数推計）について

生駒市における「望ましい学校規模の基準」とその考え方に示されている、令和22年（2040年）時点の児童生徒数推計を基に、評価を行い、検討する。

##### ②学校配置（通学距離）について

生駒市における「望ましい学校配置の基準」とその考え方を基に検討することとするが、現在の校区における地域のコミュニティ（自治会等）や地域との協働による学校運営にも配慮する必要があることと小規模校に対する課題が喫緊の課題であるため、まず、学校規模の適正化、特に小規模校への対応を最優先に考え、今回は下記のとおり、検討を行うこととする。

ア 現在の中学校区及び小学校区を基本に、通学区域の変更に関する検討を行わない。

イ 通学区域の変更を伴わない他の方法（統合等）による検討にとどめ、これによって通学距離の基準を満たさない場合は、徒歩以外の通学方法も視野に入れる。

##### ③その他

評価については、学校規模適正化等の検討に当たっての評価対象・評価項目（資料編参照）にも示されているとおり、小中一貫教育の推進や安全性の確保の面から、中学校区単位で評価を行う。

## (2)具体的な検討方法

### ①現状と課題の把握

学校規模適正化等の検討に当たっての評価等により、中学校区ごとの各学校の現状と課題を把握する。

### ②学校規模適正化に向けた検討

学校規模適正化等検討に当たっての基本的な考え方・進め方や生駒市における「望ましい学校規模の基準」とその考え方、生駒市における「望ましい学校配置の基準」とその考え方を基本として、各中学校区の地域事情や独自の課題等を考慮し、考えられる学校規模適正化の可能性と配置案を作成する。

### ③学校規模適正化の方向性

学校規模適正化の配置案を評価するとともに、地域の事情も勘案しつつ、将来にわたって望ましい教育環境を確保することができる学校適正配置の方向性を示す。

## 2 各市立小・中学校の学校規模適正化の方向性

### (1)各中学校区における学校規模適正化の方向性(生駒南中学校区、大瀬中学校区を除く)

上記1の前提条件及び具体的な検討方法に従って、検証シート(資料編参照)も活用しつつ、検討を行った結果、市立小・中学校の学校規模適正化の方向性と当該方向性の実現に向けた留意すべき事項等を以下に示す。

ただし、生駒南中学校区及び大瀬中学校区の南地区について、適正規模確保の必要性が「有」と判断した生駒南第二小学校と、小規模で活性化が必要と判断した生駒南中学校区については、他の校区とは別に方向性を示す必要があると判断し、隣接する大瀬中学校区との関係も検討していく必要があることから、後述において方向性を示すこととする。

| 中学校区名<br>(小学校名)                     | 学校規模適正化の方向性     |                                                                                            |
|-------------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                     | 小中一貫教育の<br>推進形態 | 具体的な方向性                                                                                    |
| 生駒中学校区<br>(生駒小学校(北新町)、俵口小学校、桜ヶ丘小学校) | 施設分離型           | 将来的にも「望ましい」学校規模が維持される見込みであることから、現時点では特に適正化に向けた取組は必要ないと判断する。小中一貫教育の方向性に沿った小中一貫教育の取組を進められたい。 |

|                                   |                   |                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生駒北中学校区<br>(生駒北小学校)               | 施設一体型             | 現在も将来的にも小・中学校ともに、小規模校となってしまう見込みであるが、地域の特性や既に施設一体型小中一貫教育を実施しているで、活性化が図られていることに鑑み、現状を維持すべきであると考える。                                                                                     |
| 緑ヶ丘中学校区<br>(生駒東小学校、生駒小学校(北新町を除く)) | 施設分離型             | 小・中学校ともに、将来的にも「望ましい」学校規模が維持されることが見込まれることから、現時点では特に適正化に向けた取組は必要ないと判断する。小中一貫教育の方向性に沿った小中一貫教育の取組を進められたい。                                                                                |
| 鹿ノ台中学校区<br>(鹿ノ台小学校)               | 施設一体型 or<br>施設隣接型 | 小学校については、「望ましい」学校規模が維持される見込みであるが、中学校は現在も将来的にも小規模が続くことが予想される。地域の特性から、通学区域を変更することも困難であることや小・中学校が隣接していることも踏まえると、施設面の課題が残るものの、長期的には施設一体型の小中一貫教育の実施も視野に入れながら、当面は施設隣接型の小中一貫教育を進めることが妥当である。 |
| 上中学校区<br>(真弓小学校、あすか野小学校)          | 施設分離型             | あすか野小学校については、マンション建設等の開発による児童数の増加はピークを過ぎた傾向にあるものの、上中学校については、あと数年は生徒数の増加が見込まれる。将来的にも真弓小学校を含むすべての小・中学校において、「望ましい」学校規模が維持される見込みであることから、現時点では適正化に向けた取組は不要とし、施設分離型の小中一貫教育を進めるべきである。       |
| 光明中学校区<br>(生駒台小学校)                | 施設分離型             | 鹿ノ台中学校区と同様に1小1中の校区であるが、鹿ノ台中学校区と異なり、将来的にも「望ましい」学校規模が維持される見込みであり、児童生徒数の規模も大きくなることが見込まれることから、現時点では施設分離型の小中一貫教育を進めていくことが望ましいと考える。                                                        |

(2)生駒南中学校区及び大瀬中学校区における学校規模適正化の方向性

### 3 附帶意見

